

平素より大変お世話になっております。

本メールはレクシア特許法律事務所所属の弁護士・弁理士と名刺交換をさせていただきました皆様にお送りしております。

****知らないと怖い外国出願 その7****
～中国における予測できる拒絶理由～

以下、中国における予測できる拒絶理由のうち、主要なものを列挙します。カッコ内は、根拠条文です。

1. マルチ従属のマルチ従属の禁止(実施細則 22 条)
2. 要約のワード数は、300 字以内(実施細則 23 条)
日本語の段階で、要約をできるだけ短くすることで、対応できます。
3. ソフトウェア関連出願について、プログラム及び記憶媒体は、クレームのカテゴリーとして認められません(専利法 25 条第 1 項(二))。つまり、中国では、装置または方法クレームでしかプログラムを表すことができません。
4. 課題を解決する手段(Summary of Invention)の項に、「請求項～に記載されたように」などを行った引用語を使用してはいけない(審査指南第二章 2.2(五))。
5. 新規性喪失の例外が制限されている(実施細則 30 条)。中国で認められている新規性喪失の例外は、中国で認められている国際博覧会や学会等なので、日本の新規性喪失の例外規定は基本的に使えません。

以上、一部ですが、予測できる拒絶理由を列挙してみました。これらの拒絶理由は、日本語明細書の作成時、パリルートでの中国出願時、あるいは PCT 出願時に対応しておけば、挙げられることはありません。したがって、これらの規定を守るだけで、かなりのコストと時間を節約することができます。

以上、これまで3回に亘って米欧中の予測できる拒絶理由についてお話ししましたが、これらは一部であり、外国出願を考慮した明細書の作成にはさらに検討が必要です。

次回は、予測できない拒絶理由の概要を説明いたします。

ご質問や外国出願に関するご相談等ございましたら、レクシア特許法律事務所 機械・電気部門の立花までお願いします。

tachibana@lexia-ip.jp

弊所の特徴である知財・法務業務のワンストップについては、こちら
・ワンストップサービス(特許編)

<http://www.lexia-ip.jp/One-stop/one-stop-patent.pdf>

今後、当事務所からのご連絡がご不要な場合は、
大変お手数ですが、下記のメールアドレスまでご一報ください。

レクシア特許法律事務所 (LEXIA PARTNERS)

〒530-0005

大阪市北区中之島 6-2-40 中之島インテス 21 階

PHONE : 06-6448-7777 FAX : 06-6448-7766

E-MAIL : info@lexia-ip.jp URL : www.lexia-ip.jp

